

○経済産業省
国土交通省告示第三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百三条第二項の規定に基づき、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準

貨物輸送事業者は、非化石エネルギーの供給の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、貨物の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換を図るために、次に掲げる事項の実施に努める。

なお、非化石エネルギーへの転換に関する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることがないよう留意するものとする。

I 貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項

貨物輸送事業者は、1及び2により、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加するよう努める。

1 貨物輸送事業者は、(1)から(4)までに掲げる貨物輸送事業について、それぞれに定める輸送方法を選択すること。

(1) 鉄道を使用する貨物輸送事業

① 電気車又は燃料電池車を使用する輸送

② 専ら化石燃料を使用する既存の車両を活用しつつ、化石燃料の一部に代替して非化石燃料を使用する輸送

(2) 貨物自動車を使用する貨物輸送事業

- ① 非化石エネルギー自動車（電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。以下同じ。）を使用する輸送
- ② 専ら化石燃料を使用する既存の車両を活用しつつ、化石燃料の一部に代替して非化石燃料を使用する輸送

(3) 船舶を使用する貨物輸送事業

- ① 水素燃料電池船、バッテリー船等の非化石エネルギーを動力源とする船舶を使用する輸送
- ② 専ら化石燃料を使用する既存の船舶を活用しつつ、化石燃料の一部に代替して非化石燃料を使用する輸送

(4) 航空機を使用する貨物輸送事業

- ① 化石燃料の一部に代替して持続可能な航空燃料（以下「S A F」という。）を使用する輸送
- ② 航空機・装備品等の電動化又は水素航空機等の環境新技術（以下「航空機環境新技術」という。）

) を搭載した非化石エネルギーを動力源とする航空機を使用する輸送

2 貨物輸送事業者は、荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者と連携、協力することにより、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択すること。

II 非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

1 非化石エネルギーへの転換の目標

貨物輸送事業者（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあつては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者）は、2050年カーボンニュートラルに向けて、技術開発の動向、非化石エネルギーの供給及びインフラ整備の状況、各事業者の事業環境等を踏まえつつ、別表第1及び別表第2に掲げる貨物輸送事業者ごとに各表に定める目安となる水準を参照し、非化石エネルギーへの転換の目標を定め、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、目標及び措置の実現に努める。

2 非化石エネルギーへの転換の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

(1) 取組方針の作成及び効果等の把握

① 取組方針の策定

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組方針を定めること。

② 社内体制の構築

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組の責任者及び推進体制を明確にし、責任者は、以下の責務を果たすこと。

ア ①に規定する取組方針を踏まえて非化石エネルギーへの転換に関する目標の達成のための計画を他の部門と調整して取りまとめ、業務執行を決定する機関に当該計画の承認を受けること。

イ アの計画に基づく取組の進捗状況を当該機関に定期的に報告し、報告を受けた当該機関は必要な指示を行うこと。

ウ 貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し、社内研修等を行うこと。

③ 非化石エネルギーへの転換の状況把握と取組の見直し

ア 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握すること。

イ エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等のより適正な把握に努めること。

ウ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行うこと。

(2) 輸送用機械器具等に関し取り組むべき措置

貨物輸送事業者は、別表第3に掲げる貨物輸送事業者ごとに各表に定める措置に計画的に取り組むこと。

(備考)

非化石エネルギーへの転換に関する非化石エネルギーの使用量の算出方法等については、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和5年経済産業省告示第28号）Ⅱの備考に定めるとおりとする。

附 則

1 この告示は、今後の技術開発の動向、非化石エネルギーの供給及びインフラ整備の状況等を踏まえつつ

- 、必要な改定をするものとする。
- 2 車両総重量が8トン超の貨物自動車を使用する貨物輸送事業者に係る非化石エネルギーへの転換の目標の目安については、今後の非化石エネルギー自動車の普及の見込み及び政府目標等の策定状況を踏まえて、2030年度までに定量的な目安を設定することについて検討するものとする。
- 3 船舶を使用する貨物輸送事業者に係る非化石エネルギーへの転換の目標の目安については、今後の政府目標等の策定状況、技術開発の動向及び燃料供給に係るインフラの整備状況等を踏まえて、2030年度までに定量的な目安を設定することについて検討するものとする。

別表第1 非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安となる水準

貨物輸送事業者	指標	目安となる水準
鉄道（電気車）を使用する貨物輸送事業者	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石	59パーセント

	エネルギーの割合又は外部調達する電気の 使用量に占める非化石エネルギーの割合	
車両総重量が8トン以下 の貨物自動車を使用 する貨物輸送事業者	2030年度における事業者が保有する車両総 重量が8トン以下の貨物自動車の台数に占 める非化石エネルギー自動車の台数の割合	5パーセント
航空機を使用する貨物 輸送事業者	2030年度における航空機に使用する燃料の 使用量に占めるS A Fの使用量の割合	10パーセント

(備考)

- 1 車両総重量が8トン以下の貨物自動車を使用する貨物輸送事業者の目安となる水準に関し、化石燃料を使用したハイブリッド自動車は、非化石エネルギー自動車には該当しないが、エネルギーの使用

の合理化に重要な役割を果たすことから、国は、非化石エネルギーへの転換の取組の評価を行うに当たっては、事業者が保有するハイブリッド自動車の台数も参考事項として考慮するものとする。

- 2 航空機に使用する燃料の使用量に占めるS A Fの使用量の割合について、国は、非化石エネルギーへの転換の取組の評価を行うに当たっては、国際線に係る航空機に使用するS A Fの使用量についての割合も参考事項として考慮するものとする。

別表第2 非化石エネルギーへの転換の定性目標の目安となる水準

貨物輸送事業者	目安となる水準
鉄道（内燃車）を使用する貨物輸送事業者	2030年度までに電気車、燃料電池車又は非化石エネルギーを動力源とする車両の導入（運行体制の構築等を含む。）を進めること。

<p>車両総重量が 8 トン以下の貨物自動車を使用する貨物輸送事業者</p>	<p>電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。</p>
<p>車両総重量が 8 トンを超える貨物自動車を使用する貨物輸送事業者</p>	<p>(1) 政府目標を踏まえ、電動車の導入を促進しつつ、2020年代を目途に、非化石エネルギー自動車の導入（運行体制の構築等を含む。）を進めること。</p> <p>(2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。</p>
<p>船舶を使用する貨物輸送事業者</p>	<p>(1) 2020年代後半以降、船舶の大きさ及び用途に応じて、水素燃料電池船、バッテリー船又は将来的な合成燃料等の活用を想定した LNG 燃料船等の導入（運行体制の構築等を含む。）を進めること。</p>

	(2) 停泊中における陸上から供給される電気及びバッテリー船に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。
航空機を使用する 貨物輸送事業者	2050年カーボンニュートラルを踏まえた航空機環境新技術を搭載した機材の導入等を積極的に推進すること。

別表第3 輸送用機械器具等に関し取り組むべき措置

貨物輸送事業者	取り組むべき措置
鉄道（電気車）を使用する貨物輸送事業者	(1) 使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準Ⅱの備考に定める証書等を無効化又は償却等すること。

	<p>(2) 使用する電気を調達するために太陽光発電設備等を導入すること。</p> <p>(3) 使用する電気を調達するために発電設備を有している場合には、発電設備を新設又は更新する際に、非化石エネルギーへの転換に資する設備を選択すること。</p> <p>(4) 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携、協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。</p>
<p>鉄道（内燃車）を使用する貨物輸送事業者</p>	<p>(1) 電気車又は燃料電池車を導入すること。</p> <p>(2) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。</p> <p>(3) (1)に掲げる車両の導入又は(2)に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者、荷主等）と協力すること。</p> <p>(4) (1)に掲げる車両の導入又は(2)に掲げる燃料の使用等に向けて、調査、検討を行うこと。</p>

	<p>(5) 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携、協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。</p>
<p>貨物自動車を使用する貨物輸送事業者</p>	<p>(1) 非化石エネルギー自動車を導入すること。</p> <p>(2) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。</p> <p>(3) (1)に掲げる自動車の導入と一体的に充電等インフラを導入すること。</p> <p>(4) (1)に掲げる自動車の導入又は(2)に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者、荷主等）と協力すること。</p> <p>(5) (1)に掲げる自動車の導入又は(2)に掲げる燃料の使用等に向けて、調査、検討を行うこと。</p> <p>(6) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準Ⅱの備考に定める証書</p>

	<p>等を無効化又は償却等すること。</p> <p>(7) 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携、協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。</p>
<p>船舶を使用する貨物輸送事業者</p>	<p>(1) 水素燃料電池船、バッテリー船等の非化石エネルギーを使用する船舶を導入すること。</p> <p>(2) 将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG燃料船等を導入すること。</p> <p>(3) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。</p> <p>(4) (1)及び(2)に掲げる船舶の導入又は(3)に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者、荷主等）と協力すること。</p> <p>(5) (1)及び(2)に掲げる船舶の導入又は(3)に掲げる燃料の使用等に向けて、調査、検討を行うこと。</p> <p>(6) 非化石エネルギーへの転換に向けた社員への教育、意識醸成を行うこと。</p>

	<p>(7) 使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準Ⅱの備考に定める証書等は無効化又は償却等すること。</p> <p>(8) 停泊中に陸上電源供給システムを活用すること。</p> <p>(9) 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携、協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。</p>
<p>航空機を使用する 貨物輸送事業者</p>	<p>(1) S A F の積極的な利用、拡大を行うこと。</p> <p>(2) 航空機環境新技術を搭載した機材を導入すること。</p> <p>(3) (1)に掲げる S A F の利用、拡大又は(2)に掲げる機材の導入に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。</p> <p>(4) 地上動力装置（G P U）を優先的に使用すること。</p> <p>(5) 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携、協力により非化石</p>

エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。